

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員(鳥取砂丘レンジャー)

採用試験募集案内

◆鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課(鳥取砂丘担当)◆
〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-661 電話 (0857)22-0582
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/shizen-kyousei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場等・合格者発表日

受付期間	令和7年1月15日(水)～令和7年2月3日(月) ◎令和7年2月3日(月)必着
試験日時	令和7年2月14日(金) 受験者控室の開場時刻 午後1時15分 人物試験開始時刻 午後1時30分 注 受験者多数の場合は、待機時間を短くするために受験者ごとの試験開始時刻を連絡します。
試験会場等	試験会場 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター レクチャールーム (鳥取市福部町湯山2164-971)
	受験者控室 山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター レクチャールーム前室 (鳥取市福部町湯山2164-971)
合格者発表日	令和7年2月17日(月)(予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先 (住所)
鳥取砂丘レンジャー	1名	1 巡視指導等 ア 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号。以下「条例」という。)第10条第1項に規定する禁止行為に対する巡視指導 イ 条例第11条第1項及び第2項に規定する禁止行為に対する中止等の指示 2 解説指導等 ア 鳥取砂丘の地形、地質、植生、歴史等に関する解説指導 イ 鳥取砂丘の節度ある利用のための指導又は助言 ※ 鳥取砂丘内での巡視活動が可能な体力が求められます。	生活環境部自然共生社会局自然共生課 (鳥取市福部町湯山2164-661) ※県庁舎ではなく鳥取砂丘現地での勤務となります。

3 受験資格

◎年齢、性別を問いません。

◎地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

◎本職は公権力の行使を行うため、日本国籍を有しない人は応募できません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	90点	個別面接による条例の内容や鳥取砂丘の地形、地質、動植物、歴史等についての口述試験
人物試験	90点	個別面接による解説、指導、助言などの職務遂行能力等についての口述試験

5 任用期間（予定）

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 時間額 1,410円（採用前の職務歴によっては加算されることがあります。） ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当分の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合 6月期100分の30、12月期100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福利	<p>健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償対象 ※加入条件を満たす場合に限り。</p>
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日・勤務時間	<p>(1) 勤務日 週30時間（週4日）勤務とし、土曜日、日曜日、休日（祝日、年末年始）の勤務がありません。勤務計画は、あらかじめ協議して定めます。</p> <p>(2) 勤務時間 1日の勤務時間は、8時間以下とし、開始時刻及び終了時刻は、あらかじめ協議して定めます。また、公務のために臨時の必要がある場合に限り、時間外勤務を命ずることがあります。</p>
任用の期間	<p>従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。</p>

7 受験申込手続

提出書類	受験申込みは、次の書類を下記申込先へ郵送により行ってください。 ◎令和7年度鳥取県会計年度任用職員（鳥取砂丘レンジャー）採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込先	鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 鳥取砂丘担当 所在地：〒689-0105 鳥取市福部町湯山2164-661 電話：(0857) 22-0582
申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。 3 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。 <u>電話で連絡させていただく場合がありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。</u> 4 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。
注意事項	※封筒の表に赤字で「鳥取砂丘レンジャー受験」と書いてください。 ※万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ※提出書類は返却しません。
受験票の交付	<u>受験票は発行しません</u> ので、受験申込みの上、試験日の試験開始時刻までに受験者控室へお越してください。

8 合格者の決定方法

合格者は、専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、不合格とします。

9 合格者の発表

試験結果の発表については、受験者全員に書面で通知することにより行います。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定形長3（23cm×12cm）〕を持参してください。

開示請求できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県生活環境部 自然共生社会局自然共生課 （鳥取砂丘担当） 鳥取市福部町湯山 2164-661

11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻までに必ず受験者控室に入室してください。
- 遅刻者は、受験できません。
- 試験当日は、運転免許証など受験者の本人確認ができるものを持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知の発送及び採用手続き以外には利用しません。